

乳児等通園支援事業と一時預かり事業について

【事業者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	受け入れやすさ	併用	事務処理
乳児等通園支援事業	6か月～2歳	月10時間	300円/時間 +給食費・雑費等	・保護者から直接受付 (電話またはメールなど) ・総合支援システムから受付 (こども家庭庁所管)	保護者と相談しながら利用日を決める。	利用者から希望があれば、一時預かりと併用は可能。例えば、乳児等通園支援事業の月10時間利用を超えた場合には一時預かりの制度の利用へ切り替える、など。	・予約の受付 ・利用者数の実績報告 ・利用料の授受等 ・支援計画の作成 ・月10時間の上限管理
一時預かり	就学前児童	月14日	4時間以内900円 4時間超1,800円 +給食費・雑費等	・保護者から直接受付 (電話またはメールなど)	定員に空きがあれば利用可能。ただし保護者の希望日に利用ができない場合もある。		・予約の受付 ・利用者数の実績報告 ・利用料の授受等

【利用者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	使いやすさ	併用
乳児等通園支援事業		同上		施設へ直接連絡 (電話またはメールなど) 総合支援システムへ申込 (こども家庭庁所管)	施設と相談のうえで毎月、定期的(不定期)な利用日を決める。	同上
一時預かり				施設へ直接連絡 (電話またはメールなど)	事前予約にて利用日を決める。ただし希望日に利用ができない場合もある。	

【市町村(幼保運営課)】

事業名	財源	事務処理
乳児等通園支援事業	地域子ども・子育て支援事業補助金※ (負担割合は国4分の3、市4分の1)	・施設から利用者数の報告受付 ・交付金の実績報告 ・対象となる児童の認定 ・月10時間を超えた利用がないかの確認 など
一時預かり	子ども・子育て支援交付金 (負担割合は国・県・市で3分の1ずつ)	・施設から利用者数の報告受付 ・交付金の実績報告 など

※:R7は一時預かり事業と同様に子ども・子育て支援交付金となる予定、R8以降は財源未定